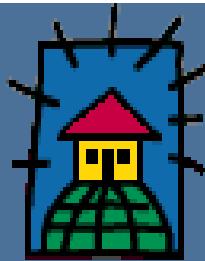


HABITAT FOR HUMANITY INTERNATIONAL'S
Global Village Program



オリエンテーションハンドブック



ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-7-15 近代科学社ビル3階

Tel: 03-5579-2550 Fax: 03-5579-2551

E-mail: info@habitatjp.org Website: www.habitatjp.org



2016年10月改定

Habitat for Humanity

VISION

A world where everyone has
a decent place to live.

誰もがきちんとした場所で暮らせる世界

Habitat for Humanity

MISSION STATEMENT

ハビタット・フォー・ヒューマニティは、世界各国・各地域の様々な背景をもつ人々とパートナー関係を築き、住居の建築・修繕支援というアプローチにより、人々がきちんとした居住環境を手に入れ、幸福感を持ち、豊かな人生を歩み、自己成長することを可能にする地域社会の発展に努めます。

目次

はじめに.....	3
1. 参加者の心構え.....	4
2. ハビタット・フォー・ヒューマニティと GV	5
3. GV の特徴と参加チームの役割	8
4. 参加資格	10
5. GV プログラム参加方法.....	11
6. 費用について	12
7. 期間について	14
8. GV プログラム参加までの流れ.....	15
9. GV 参加が決まったら.....	16
10. 渡航の準備	17
11. 建築作業の安全性について.....	19
12. 現地での諸注意	19
13. レクリエーション(観光など)についての考え方	22
14. GV 医療保険.....	23
15. 怪我・病気の対応	28
16. 健康管理について	30
17. 渡航先の情勢について	31
18. キャンセル規定.....	33

はじめに

なぜ、家？

安心して暮らせる家

それは幸せを築く始まりです。

しかし、世界には、貧困や災害により

劣悪な住環境での暮らしから抜け出せない人々がいます。

ハビタット・フォー・ヒューマニティは

「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」を目指し

世界中で家やコミュニティを

地域の人々やボランティアと共に築いています。

安心して暮らせる家は希望ある未来への一步。

だから、ハビタットは家をつくるのです。

GVってなに？

Global Village Program（以下 GV）とは海外建築ボランティアプログラムのことです。毎年、多くのボランティアが世界中にあるハビタットのネットワークを活用し、海外での住宅の建築に参加しています。

参加者はその家に住むことになる家族（ホームオーナー）と一緒に汗を流して建築作業を行ふことで、現地の生活や文化を肌で感じながら、家族が貧困から抜け出すお手伝いをしていることを実感できます。

また、海外で家を建てるという特別な経験をシェアすることにより、チームメンバーと強い絆が生まれます。

1. 参加者の心構え

ハビタット・フォー・ヒューマニティ（以下、ハビタット）の海外建築ボランティアプログラム「グローバルヴィレッジプログラム（以下、GV プログラムまたは GV）」に関心をお寄せくださいありがとうございます。

ご参加にあたり、下記項目をご理解いただけますようお願いいたします。

1. ハビタットは旅行会社ではありません。参加者の皆さんには、ハビタットが掲げるビジョンを理解した上で、そのミッションを果たすために活動に参加し、ハビタットとの対等なパートナーシップに基づき協力し合い、ハビタットと共に、グローバルヴィレッジをつくりあげていきます。
2. GV プログラムは、「誰もがきちんととした場所で暮らせる世界」を目指すハビタットのビジョンに基づいて運営されています。このプログラムに参加するということは、ハビタットのビジョンを尊重し、受け入れることを意味します。
3. GV プログラムでは、チームのリーダーもしくは専門担当者が日本側のハビタットコーディネーターや渡航先の現地ハビタットコーディネーターと連携し、渡航にあたっての準備を進めていきます。渡航先のニーズと皆さんの要望（活動内容や日程）が見合うようバランスをとりながら調整が行われますが、希望が叶わない場合もあることをご理解ください。
4. ハビタットまたはチームリーダーからの連絡には必ず目を通し、提出物などの締切りは厳守してください。
5. 渡航にあたっての準備をチームリーダー任せにせず、チームリーダーをサポートするようにしてください。
6. 現地での諸注意、渡航先の情勢、健康管理については、参加者一人一人が情報の収集や自己管理に努めるようにしてください。

2. ハビタット・フォー・ヒューマニティと GV

1. ハビタット・フォー・ヒューマニティについて

ハビタット・フォー・ヒューマニティは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」の理念のもと、世界中に存在する劣悪な住宅事情の解消に向けて活動する国際 NGO です。1976 年にミラード・フラーと妻リンダによって設立され、現在世界 70ヶ国以上で住宅問題に取り組んでいます。

2. ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンについて

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン(以下、ハビタット・ジャパン)は、国際協力 NGO であるハビタット・フォー・ヒューマニティ(以下、ハビタット)の日本支部として、日本からボランティアを派遣し、世界での住居支援活動をさらに促進するため、2001 年に開設されました。そして、2003 年 11 月には特定非営利活動法人の認証を得て、日本での本格的な活動をスタートさせました。今日、劣悪な住環境で暮らす人の数は世界で約 16 億人いるといわれる中、ハビタット・ジャパンは、世界の貧困住居の問題解決の一翼を担うことを目指して活動しています。

3. GV プログラムとは？

GV プログラムとは、世界中にあるハビタットのネットワークを活用し、ボランティアが支援を必要とする国に赴き、7~14 日間程度、その地域に暮らす家族が安心して暮らすために必要な住宅やトイレ、井戸を建てる手伝いをする、海外建築ボランティアプログラムです。建築活動を行うことから 12-20 名程度のチームで参加します。

ハビタットの支援には、ボランティアの参加が欠かせません。単に建築費用の削減につながるだけでなく、支援を必要とする家族にとっては、地域住民やボランティアと共に一緒に汗を流して建てる活動が、人間同士のきずなを強め、人としての尊厳や連帯感、地域への愛着を育み、平和なコミュニティを築き上げるきっかけになるとされています。そのため、1988 年に GV プログラムを立ち上げて以来、世界中のボランティアが支援を必要とする国に赴き、現地の家族が貧困から脱却し、自立した生活を行えるよう支援を行っています。

日本からは、年間 1000 名以上のボランティアが GV プログラムに参加し、アジア太平洋諸国を中心に、これまで 21 カ国以上で、現地の家族や地域住民と共に、住宅などの建築活動支援にあたってきました。参加者は老若男女、国籍を問わず、中には数多くのリピーターがいます。

ハビタットの支援活動は、住居建築活動、修繕活動、コミュニティ支援活動など、多岐にわたります。ただ家を建てるのではなく、支援を受けた家族(ホームオーナー)が、自立して生活を営んでいくことができる仕組みを充実させ、住まいからコミュニティ、そしてその先の未来へ、一人でも多くの方が安心して暮らせるよう、取り組んでいます。ホームオーナーは無利子・無担保の融資を受け、経済的自立を目

指しています。彼らは慎重に計画された月々の返済を行うことで、貯蓄の方法を学びます。また、その返済金は、より多くの人々がハビタットの支援を受けるために使われます。(このシステムをリボルビングファンドと呼んでいます。)

また、ホームオーナーは、ボランティアとともに建築活動に加わり、自分の家を建てることに汗をかい参加します。(これをスウェットエクイティと呼んでいます。)

4. GV プログラムが参加者にもたらすもの

GV チームは、ハビタットにとってなくてはならない大切なパートナーです。またボランティア参加者もこのプログラムを通して、異なる文化や価値観と向き合い、これまでにない自己啓発の機会を得て、帰国時には以前と違う自分を発見することでしょう。

- 自立心の確立

多くの参加者にとって、GV プログラムは経験したことのないタイプの海外旅行です。日ごろ当たり前に使用している贅沢品などは使えない、全くシンプルな生活を送る旅であり、自分自身のあり方についてじっくり学ぶ貴重な機会となります。GV 期間中、さまざまな困難に出会い、それを乗り越えることで自立心と精神力が養われる例がこれまで多くみられます。

- リーダーシップスキルの向上

GV 活動参加には多くの準備が必要とされます。チームリーダー以外のメンバー全員で役割を分担しそれぞれの才能や技術を生かしましょう。GV 活動の経験によりその後さまざまな場面でリーダーシップを発揮するメンバーも多くいます。

- 学習の機会

GV 活動は受入国と貧困住居問題、その他様々な問題について学ぶ実習の場です。また現地の文化に触れ、人々の日々の暮らしについて学ぶ機会です。単なる海外旅行では見ることのできない、観光客が訪れる事のない土地で生活している人々の日々の暮らしです。参加者は GV を通して、今までとは違った物事の見方を知り、本当の意味での異文化理解や文化交流を体験します。最も効率の良い学習の手段は、やはり自らが直接見るもの、聞くことから吸収することです。現地での滞在期間中はできる限り多くの人々と話し触れ合うことが大切です。

- チームとしての結束

チームメンバーや現地の人々と一緒に汗を流し、ともに活動することで団結力が生まれます。それが GV 活動終了後に感じる充実感や満足感にもつながります。準備段階から定期的にチームでミーティングや勉強会を行ったり、募金活動をすることで事前のチームビルディングをすることを推奨します。

- 自己再発見

多くの参加者は GV プログラムを、与えるよりも与えられるものが多かったと振り返ります。そのひとつが自己発見のきっかけです。参加者は直面する多くの困難と向き合いながら自己について学んでいきます。自分自身と向き合い、自分の心に触れ、熟考する時間を持ちます。新しい才能や長所を発見するきっかけとなることもあります。また人生における様々な出来事に対し感謝する気持ちを持つようになるメンバーもいます。

- ボランティア精神の向上

GVプログラム参加後、多くの参加者が更なるボランティア活動への参加意志を表します。GVプログラムで得た経験に刺激され、理解力と洞察力を身につけた元参加者が再度参加を希望するのはまれなことではありません。また、自国で NPO や NGO の活動に参加する人もいます。ハビタットはこのような献身的で熱心な GV 卒業生からのご報告を受けることを嬉しく、また誇りに思います。

- ビジョンの共有

帰国後、多くの参加者はその体験を他の人々と共有しようとします。すると、話を聞いた人もGVチームに参加し、自分も同じような体験をしてみたいと思うようになることがGVプログラムの特徴でもあります。GV 経験者の多くは、帰国後ハビタットのことを多くの人に伝えていきます。こうした理解ある参加者によりハビタットとGVプログラムが支えられていると言っても過言ではありません。

3. GV の特徴と参加チームの役割

GVの参加者は 12-20 名程度でボランティアチームを作り、10 日間程度(最大 14 日間)、海外で主に住宅の建築活動を行います。

GV プログラムの特徴

汗をかいて世界を知る

現地の人々と力を合わせて家を建てます。汗をかきながら、現地の生活、文化、貧困、そして彼らの笑顔を知ります。

しあわせを建てる

参加者が建てるのは「家」以上のものです。家を手に入れたパートナー家族は新しい住居で、希望に満ちた生活をはじめ、貧困から抜け出していく。

Give & Take (たすけて、たすけられる)

現地での建築活動、人々との交流を通して、参加者は差し出した以上のものを受取って日本に帰ってきます。

みんなで変わる

パートナー家族やその家族が暮らすコミュニティに住む人々は、参加者と一緒に汗をかきながら、自分たちが周りから助けてもらうだけの存在ではないことに気付き、人を助けることの意味を知ります。そうして育まれた助け合いの精神が、コミュニティそのものを変えていくのです。また、参加者も行動を起こすことの価値を知り、新しい一步を踏み出していく。

GV チームの3つの役割

1. House Building (貧困住居問題の解決を目指して「家」を建てる)

活動先(受入国)で安心して暮らせる住居を必要とする家族のために、セメントをこねたり、ブロックを運んだり、レンガを積み上げるなど、建築活動に参加してください。

2. Awareness Raising (貧困住居問題への意識・関心を高める)

ハビタットや受入国の貧困住居の話をすることで、あなたの周りの人々の関心や意識を高めてください。

3. Fund Raising (貧困住居問題を解決するための資金を集める)

ハビタットのビジョンを実現するためには家の建築資金が必要です。活動の意義を理解し、寄付を通してハビタットの活動を支えてください。

GV プログラムを運営する各組織の役割

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナル

すべての国のハビタットを統括する本部です。各国での建築ボランティアプログラムを統括したり、ハビタットの支援全体の運営を行っています。また、GV プログラムの実施国において情勢が悪化した場合やその他の有事の際、その国での GV の実施の可否を決定します。

ハビタット・ジャパン(派遣国:センディングカントリー)

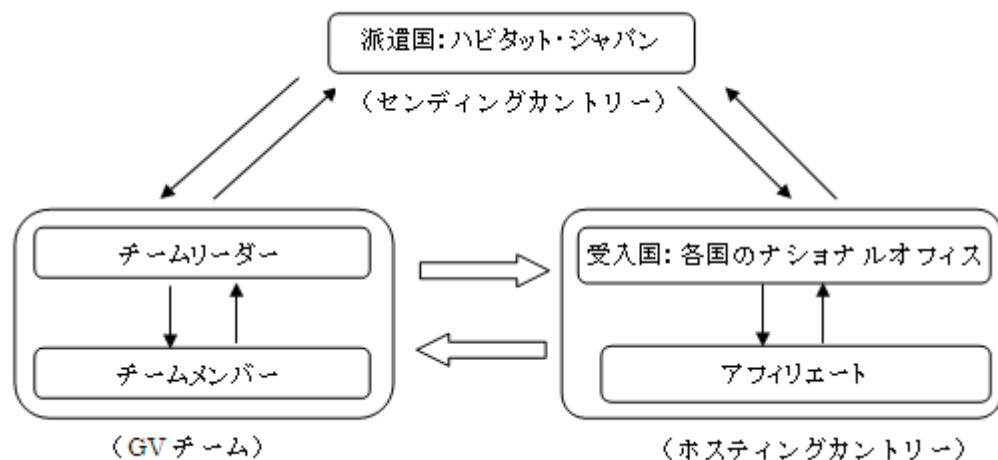
ハビタット・ジャパンは GV プログラムに参加するチームを受入国(以下参照)に送りだす役割を担います。各チームには、ハビタット・ジャパンのスタッフがセンディングコーディネーターとしてつき、書類上の手続きを進める他、チームと受入国側の調整を監督し、必要に応じて助言を行います。

各国のナショナルオフィス(受入国:ホスティングカントリー)

一国の支援活動を取りまとめ、GV チームの受け入れを行います。各国のナショナルオフィスには、建築の専門家だけでなく、会計やファンドレイジング、広報等を行うスタッフがいます。

アフィリエート

各国の実質的な支援活動は、ナショナルオフィスが直接的に行う場合もありますが、ほとんどの場合、各地域に根差した支部(以下、アフィリエート)がパートナー家族の選定から建築活動の実施までを行います。受入国側でチームに同行するホスティングコーディネーターは、ほとんどの場合アフィリエートのスタッフになります。



4. 参加資格

1. **建築技術:** 参加者の建築経験やスキルは問われません。
 2. **年齢:** 15 歳以上で心身ともに健康な方。活動開始日(基本的に出発日当日)までに 15 歳に達している必要があります。年齢に上限はありません。年齢により作業の制限があります。また、未成年の参加者がいる場合、引率者が必要です。詳しくは、「未成年者の GV 参加に係る規則」を必ず確認ください。
 3. **英語力:** コミュニケーションを取ることができる程度の英語力。チームリーダーと副リーダー(もしくはコーディネーターとの連絡窓口となる方)に関しては、少なくとも TOIEC 600 点レベル以上の英語力を持つ成人。
- 4. 以下の内容に同意できる方(全参加者対象)**
- ◆ハビタット・フォー・ヒューマニティは旅行会社ではないことを理解し、参加者としてハビタットと対等なパートナーシップに基づき、協力してそれぞれの役割や責任を果たしながら、GV プログラムをつくりあげていくことを約束します。
 - ◆GV プログラムは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界の実現を目指す」というハビタットのビジョンに基づき、またハビタットの理念に従い運営されていることを理解、尊重し、本プログラムに参加します。
 - ◆受入れ先のニーズや状況が必ずしもチームの希望に沿わないことがあることを理解し参加します。
 - ◆所定の「ボランティア動員に係る誓約文」および「権利放棄・免責合意書／保護者承諾書」に同意および署名の上参加します。
 - ◆ハビタット・ジャパンではビザ発給等の海外渡航手続きに関する一切のサポートを行っていません。申込み前に各チームの責任のもと各国大使館等への事前確認を行うことを約束します。※ただし、場合によりビザ発給に必要となる「推薦レター」については、ハビタット・ジャパンにて発行いたします(公正証書の必要な用件を除く)。
- 6. 以下の内容に同意できる方(リーダー/副リーダー対象)**
- ◆チームリーダートレーニングに参加します。
※春と秋に、東京と大阪でそれぞれ開催しています。遠方の方はその旨ご相談下さい。
 - ◆「チームリーダーの役割」に書かれている内容を十分に理解して参加します。
 - ◆チームリーダーがペースメーカーになり、出発までの進捗管理をします。進捗管理はリーダーの責任であり、日本側のコーディネーターはそのサポートをすることを理解します。

5. GV プログラム参加方法

ハビタットの GV プログラムに参加するには、次の 3 つの方法があります。

1. チームを結成して参加する

12 名～20 名程度(国により最少必要人数の条件があります)の参加者を集め、チームを作り参加する。チームメンバーと渡航先、渡航日程を決めた上でハビタット・ジャパンのホームページより GV プログラムへの参加申込を行います。

2. オープンチームをつくる/オープンチームに参加する

オープンチームとは、個人で参加したいメンバーが集まり作られるチームのことを指します。リーダーとなりオープンチームを作って参加者を公募する、もしくは既存のオープンチームにメンバーとして参加する方法があります。オープンチームを作りたい、またはメンバーを募集しているオープンチームに参加したいという場合は、情報(渡航先、日程など)をハビタット・ジャパンのホームページよりご確認いただくか、ハビタット・ジャパン事務局までお問い合わせください。

3. ハビタット・ジャパン企画の GV プログラムに参加する

個人参加者向けにハビタット・ジャパンが企画する GV プログラムに参加する。例として旅行会社とともに主催しているツアープログラムがあります。渡航先や日程はあらかじめ設定されていますが、おひとりでも参加申込みが可能なプログラムになります。他の参加者との出会いも大きな魅力です。ハビタット・ジャパンのホームページをご確認いただくか、ハビタット・ジャパン事務局までお問い合わせください。

6. 費用について

GV プログラムの参加にあたり、以下の費用が発生します。

1. GV ドネーション

参加者には一定額以上のドネーション(寄付)をお願いしています。GV に参加する国によりますが、目安として学生では 45,000 円から 60,000 円程です。また、現地の物価の変動等により変わることもあります。ドネーション額はホームページ上で公開しているほか、チームリーダーには参加申込み時にご案内もしています。

ドネーションには、受入国における支援活動を行うために必要な建築資材費、また GV プログラム運営費が含まれています。これらの費用があるからこそ、ハビタットは、世界各国で建築活動を行うことができます。

いただいたドネーションは、ハビタット・ジャパンで必要な管理費用を差し引いた後、受入国 のナショナルオフィスに送られます。受入国に送られる額の内、約 70%はチームを受け入れるアフィリエート(支部)に送られ、そこから管理運営にかかる費用を差し引いた額が、建築のための資金として活用されます。約 20%はナショナルオフィスで GV プログラムに関連する様々な費用を賄うための資金として活用されます。残りの 10%はハビタットの本部に送られ、支援が必要な別の地域で活用されます(災害の被災者のための住宅建設支援など)。

2. 緊急時対応用資金

GV 参加者 1 人につき 1,000 円いただきます。これはボランティアが活動中に緊急事態が発生した場合に対応できるよう緊急時対応用の資金となります。

3. 保険料

GV プログラム参加者は、ハビタット指定の保険(「12.GV 医療保険」参照)に必ず加入していただきます。保険料は渡航日数により異なります。

4. 実費

GV ドネーション、ハビタット指定の保険加入費用以外に、チームは航空券、現地滞在費(食費、宿泊費、交通費、観光費など)、海外旅行保険費用など、渡航にあたりかかる費用を負担します。航空券は、チームが直接旅行会社等で手配します。現地滞在費は、チームリーダーとホスティングコーディネーターが事前に調整を行います。必要な額をリーダーがまとめて、または参加者がそれぞれ、現地に現金で持参するか事前に受入国側に銀行送金を行います。

<費用まとめ>

必要な費用	支払先	その他備考欄
ドネーション	ハビタット・ジャパン	受入国・属性によって異なります。以下から参照ください。 http://www.habitatjp.org/contents/involved/index.html
緊急時対応用資金	ハビタット・ジャパン	1000 円/1 人
加入必須保険費用	ハビタット・ジャパン	渡航日数により異なる(詳細は、本ハンドブックの「GV医療保険」を参照ください。)
現地滞在費 (食費、宿泊費、交通費など)	渡航先にて請求元に実費で支払う	ホスティングコーディネーターとチームリーダーで現地での日程、宿泊先、レクリエーションなどについて事前に相談。
航空券代	旅行会社など	チームが手配する。

*ドネーションには航空券を含む渡航費、現地滞在費、その他個人的な諸経費は含まれておりません。

◆ファンドレイジングの考え方について◆

GV プログラム参加にかかる費用を集める方法については、各チームに任せられています。しかし、ハビタットは、少なくともその一部は募金活動を通して集めることを奨励しています。なぜなら、チームが募金活動を行うことで、多くの人から寄付をいただくだけでなく、その国の状況や貧困住居に関する認識を高めてもらうことができるからです。

例えばある人がチームの一員としてインドに行き、単純に個人として自分のお金を寄付すれば、個人的な経験に終始してしまいます。しかし周りに働きかけることで、より多くの人々がインドの貧困住居に住む人々のことを考えたり、助けたりする機会を持つことができます。

チームメンバーでこのような活動を行うことにより、チームは、家を建て、資金を集め、貧困住居について知つてもらうという、GV プログラムにおけるチームの役割を果たすことができます。

具体的なファンドレイジング方法の例としては、地域の企業や奉仕団体などから支援を得たり、パーティやスポーツなどのイベントをおこなったり、バザーなどを開いたりといったことが挙げられます。募金活動はメンバー全員で楽しんで行いましょう。また募金活動を始める前にきちんと計画を立てることは、募金活動を成功させるための重要な要素となります。

7. 期間について

GV プログラムの期間は、原則最大 14 日間とします。目安として、10 日間前後が最適と言えるでしょう。

出発日から日本への帰国日が 14 日間を超えないように、日程を組んでください。国によつて、最大建築日数が異なるので、ご留意ください。(最大建築日数は、ハビタット・ジャパンのウェブサイトに掲載のドネーション額リストに明記されています。)

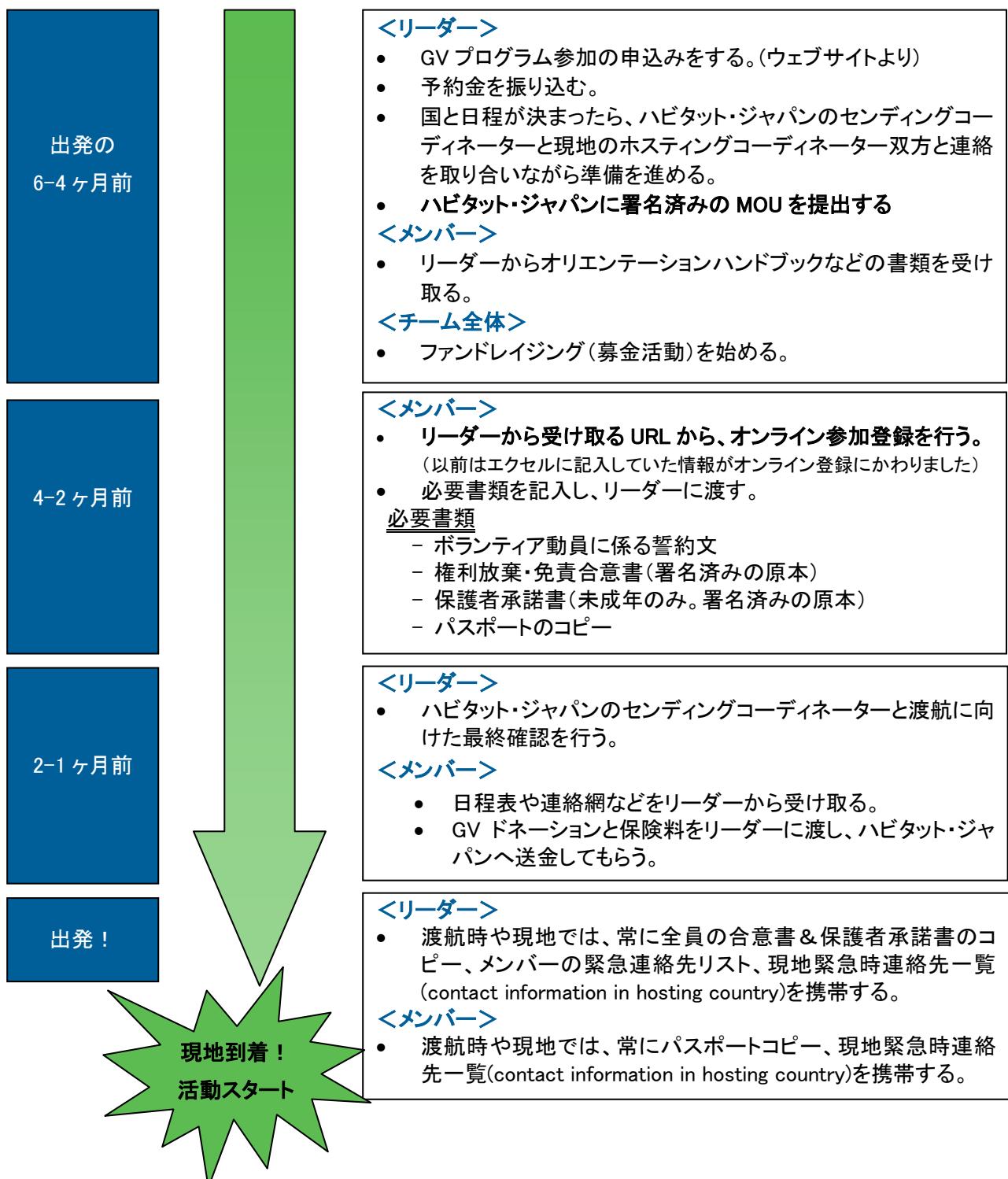
航空券の状況などによって 14 日以上の滞在が必要になる場合は、現地のホスティングコードィネーターに延長を相談してください。

できるだけ長く支援を行いたいと思うのがボランティアの心情でしょう。しかし、ハビタットは住居の建築を支援しているため、ボランティアの作業に加え、プロの大工さんが行う作業も必要になります。GV 期間が長いと、プロの大工さんが行う作業の調整が難しくなり、家の完成までにより長い時間がかかるってしまうという懸念があります。ホームオーナー家族が、仕事などの事情で、長い期間作業に参加するのは大きな負担となるケースもあります。また、参加者にとっても慣れない気候での慣れない建築作業は大変体力を消耗します。期間が長ければ、それだけ体調を崩すメンバーが出るリスクも高くなります。

支援をするボランティア、そして、支援を受けて住居を建てるホームオーナー家族、双方にとって負担にならない期間を見極め、GV の日程を組みましょう。

8. GV プログラム参加までの流れ

チームリーダー、チームメンバー、ホスティングコーディネーター(受入国のハビタットのスタッフ)、ハビタット・ジャパンのセンディングコーディネーターが協力して準備を進めます。以下は主な準備や手続きをチャートにしたものです。



9. GV 参加が決まつたら

GV への参加と滞在国が決まつたら、まずひとりひとりが以下を確認しましょう。

1. 滞在予定国の渡航情報、安全情報、健康管理情報をチェックしましょう。必ず自分自身で確認し、リスクについて十分理解した上でご参加ください。またご家族の理解も得ておいてください。特に未成年の方は必ず保護者の方にも上記のことをご理解いただいてください。未成年の方は、保護者の署名がある保護者同意書の提出がないと参加できません。
2. パスポートの残存有効期間が、GV プログラムを終えて滞在国を出国する予定の日から数えて 6 ヶ月以上残っているかどうか確認してください。6 ヶ月未満の場合、国によっては入国できない場合があります。残存期間が 6 か月未満の場合はすぐに更新手続きを行ってください。
3. 必要な査証(ビザ)とその取得方法についても各自で確認するようにしてください。
4. かかりつけの医師に、現在の健康状態や受入国での健康管理について相談してください。

提出書類について

参加者それぞれが準備する書類は以下の通りです。必要事項を記入し、紙媒体で提出するものはチームリーダーに渡してください。

オンライン：

- ◆ **GV 参加登録**(チーム専用の URL がリーダーから送られます。必要事項を漏れなく記入し、送信してください。期日までにチーム全員の参加登録がないと現地の準備が滞りますので、必ずひとりひとりが期日までに登録してください。期日をすぎてからの登録は参加いただけない場合があります。)

紙媒体(ハードコピー)でリーダーに提出：

- ◆ **ボランティア動員に係る誓約文(署名済みの原本)**
- ◆ **権利放棄・免責合意書(署名済みの原本)**
- ◆ **保護者承諾書(未成年のみ。署名済みの原本)**
- ◆ **パスポートコピー(写真とパスポート番号が記載されているページ)**

※身体に障害や持病をお持ちの方、妊娠中の方など、GV プログラム期間中に特別な配慮を必要とする方は、オンライン参加登録の際にその詳細を必ず申告(記入)ください。

チームリーダーは、メンバー全員から上記の紙媒体の書類を回収し、まとめてハビタット・ジャパンの担当コーディネーターへ郵送してください。(コーディネーターによって送り先住所が異なりますので必ず確認してください)

※リーダーは、上記に加え、チーム代表として「Global Village プログラム参加のための覚書」(通称MOU)を提出してください。フォームはセンディングコーディネーターから送られます。また、必ず控えとして全員分の書類一式のコピーをとり、保管しておいてください(書類の一部はGVプログラム期間中も携行していただくことになります。)

10. 渡航の準備

1. 査証(ビザ)の取得

各国査証(ビザ)申請のためには、パスポートが必要となります。詳細については、在日各国大使館/領事館かお取引のある旅行会社にお問い合わせください。在日各国大使館のウェブサイトでも査証(ビザ)取得の情報を得ることができます。

各国大使館データベース:

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/embassy/>(日本語)

<http://www.helplinedatabase.com/embassy-database/>(英語)

<http://www.embassy-avenue.jp/index-e.htm>(英語)

2. 留意点

天候

現地の天候を調べて準備をするようにしてください。

文化

受入国の文化について調べ、理解を深めておいてください。そうすることによって現地の人々とより良い関係を築くことができます。また現地では日本について聞かれる機会も多くありますので、英語や現地の言葉で説明できるようにしておくことをおすすめします。

言語

英語だけでなく、現地の言葉を少しでも覚えていくと、よりコミュニケーションが深まります。また現地ではリーダーだけではなくメンバーも英語で簡単なスピーチを求められることもありますので、準備をしていくことをお勧めします。

食事

現地ではその土地の方と同じ食事をしていただきます。現地の食事が合わない場合に備え、栄養補助食品などを持参することをおすすめします。食物アレルギーを持っていたり、食事に制限のあるかたは必ずオンライン参加登録の際にその旨を記入してください。

海外旅行保険

GV プログラム期間中の病気や怪我はハビタット指定の保険でカバーできますが、カバーされない種類のレクリエーション中の怪我などは対象外です。

健康管理

出発までに万全な健康状態になるよう体調管理に努めてください。

※身体に障がいをお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、アレルギーなどをお持ちの方など、GV プログラム期間中に特別な配慮を必要とする方は、オンライン参加登録の際に記入してください。

3. 家族にお渡しいただきたいもの

フライトスケジュール、現地での日程表、ホスティングコーディネーターやホテルの連絡先、ハビタット・ジャパン事務局とハビタット・ジャパンの担当コーディネーターの連絡先、チーム内の緊急連絡網は、必ず渡航前にご家族にお渡しください。

4. 現地へ持っていくもの(持ち物チェックリスト)

現金

現金、クレジットカード、海外で使える ATM カードなど、いくつかの手段を用意していかれることをお勧めします。なお換金した際の控えは保管するようにしてください。

ハンドブックと必要書類

このハンドブックとともに、パスポートと健康保険証のコピーや緊急時連絡先リストをご持参ください。(リーダーはその他書類も。)

衣服・靴

ワークサイトにおいて:

- ◊ つま先の閉じている丈夫な靴
作業用安全靴(推奨)。サンダルやつま先の開いている靴は作業中大変危険なので不可。
- ◊ 動きやすい服装:
長袖のTシャツ、丈夫な長ズボン
*すり傷、切り傷、日焼けなどを避けるため、半そで・半ズボンはお勧めしません。
- ◊ 厚手のソックス
- ◊ つばの広い帽子
- ◊ 作業手袋(軍手よりも丈夫なものを推奨)
- ◊ 雨具(レインコートやヤッケ)
- ◊ マスク(使い捨てのもの)

その他の持っていくと良い衣料品

- ◊ 公式の場(教会や寺院など)に行く可能性もありますので、男性はYシャツと長ズボン、女性はワンピースやブラウスとスカート/長ズボンを用意すると良いでしょう。肌が露わになるような衣服は避けて下さい。
- ◊ 水着(ビーチでの観光がある場合など)
- ◊ レクリエーション・観光用の歩きやすい靴(ビーチサンダル、ゴム草履など)
- ◊ トレーナーやセーターなどはおるもの(空港やホテル、バスなどは冷房が効いて寒いことがあります)

化粧品類、洗面用具など

- ◊ 日焼け止めローション(SPF 30 以上が目安)
*強い日差しに対処するために、充分な日焼け止めローションを持参し、頻繁に使用することをお勧めします。
- ◊ バスタオルとフェイスタオル
- ◊ 石鹼、シャンプー、歯磨きセット
- ◊ 虫・蚊除けスプレー(可燃性でないもの)
*建築現場での作業時、それ以外の外出時に頻繁に使用することをお勧めします。
- ◊ 除菌用アルコールスプレー・ウエットティッシュ
- ◊ トイレットペーパー

医薬品

- ◊ 常備薬(下痢止め、胃腸薬など)
*持病などで服用が必要な薬は余分に携行し、処方箋のコピーもお持ちください。
- ◊ 紋創膏などが入った簡易な救急セット
- ◊ 脱水症を防ぐためのポカリスエットなどの粉末(多量の汗をかくと水分とともに塩分が失われます)
- ◊ 熱中症対策用の飴
- ◊ 眼鏡、コンタクトレンズのスペア

持参すると役立つ持ち物

- ◊ 折りたたみ傘
 - ◊ サングラス
 - ◊ カメラ
 - ◊ 懐中電灯と電池
 - ◊ 目覚まし時計
 - ◊ 水筒
 - ◊ カロリーメートやスナックなどの軽食
 - ◊ 電圧変換機とアダプター
 - ◊ 辞書
- など

11. 建築作業の安全性について

GV プログラムでは建築技術の有無に関わらず、誰でも建築活動に参加していただけます。砂を運んだり、セメントをこねたり、あなたにできる仕事が必ずあります。建築現場では、必ずスタッフの指示に従い行動してください。ひとりひとりがスタッフの指示に従うことは、作業する全ての人たちの安全を確保することにつながります。

建築現場での規則、現場作業手順を含む説明は、初日の作業開始前に行われます。建築現場であるかないかに関わらず、GV プログラムの全日程に適用される安全についてのガイドラインは以下の通りです。

- まず考えてから、作業に取りかかる。
- 失敗や怪我を防ぐために、仕事に集中する。
- 救急箱がどこにあるのか、何が入っているのかを事前に確認しておく。
- 最も近い病院、医療センターの場所を確認しておく。
- 過度に疲れてしまう前に、休憩をとる。
- 日焼け止め皮膚を守り、紫外線を防ぐ服装で作業する。
- 脱水症状を防ぐために、十分な水分補給をする。
- 工具、はしご、足場などを、毎朝、作業前に点検する。
- 安全性に問題のある状況、事故などはすぐに現場スタッフに報告する。
- 毎日作業終了時に、使用した道具、工具などを元の場所に戻す。
- 翌日の作業に備えて、心と体に十分なエネルギーを補給するため、十分な睡眠をとる。
- 怪我や事故、体調不良などの場合は、直ちにチームリーダーと現場スタッフへ報告する。

12. 現地での諸注意

ハビタットでボランティア活動をする間、文化や宗教、経済的な背景の異なった人々と共に活動することになります。少し例を挙げるだけでも、食べ物、宿泊場所、言語などで数々の新しい経験をすることになります。このような様々な違いが自分に合っていると思えることもあるでしょうし、イライラしてしまうこともあるでしょう。この章では旅の支度に必要な心構えについて考えたいと思います。

不満やトラブルへの対処

不満やトラブルはその場で話し合い、解決するようにしてください。日本に帰ってきてからハビタット・ジャパンの担当コーディネーターに不満をぶつけるのでは遅すぎます。不満やトラブルは言葉の問題から生じる誤解が原因であることがほとんどです。

建築サイトと宿泊先の環境

日本とは異なった住環境に備えておいてください。とくに現地のトイレは大変簡素なもので、トイレットペーパーがないところも多くあります。皆さんにとって不満足なことでも、受け入れ側は最善を尽くしています。多少の不便を覚悟してご参加ください。

建築作業中のチームワーク

お互いのリズムに慣れ、建築作業が軌道に乗り出すまでには多少時間が必要です。言葉や習慣、価値観などが異なる人々が集まるわけですから、自分の考えを押し付けることは避けて下さい。また体力にも個人差がありますので、お互いに気を配るようにしましょう。

贈り物

活動している中で、その地域と人々に対して貢献をしたいと思う気持ちが強くなるかもしれません。その結果、過去にも個々の家族に直接贈り物をしたチームがありました。善意でなされたことですが、このような行為はハビタットの GV プログラムの目的に反してしまいます。

ハビタットは、現地の家族が依存体質から抜け出し自立できるように支援を行っています。しかしながら、個人的に個々の家族に贈り物をすることで依存を助長してしまう可能性があります。また、文化によっては「お返しをしなくては」と感じてしまうこともあります。ホームオーナー家族には負担になってしまいます。贈り物をするならば、コミュニティの人すべてが享受できるようにすべきだと考えています。そうすることによって、どの家族も同等であるというメッセージを送ることができます。コミュニティへの贈り物の例としては、コミュニティセンターへ本やバスケットボールを寄贈するなどが挙げられます。

また、建築現場には多くの子どもたちがいることもあります。個々の子どもたちへの贈り物も、それをもらえない子を傷つける可能性があります。また、ひとたび周囲に噂が広まれば、建築現場に多くの子どもがかけつけてしまうかもしれません。もし子どもたちと交流する場合は、折り紙、風船、クレヨン、シャボン玉などちょっとしたもので全員が遊べるものなら、常識の範囲で持っていくと良いでしょう。その場合も、残ったものや使ったあのゴミはきちんと持ち帰りましょう。

贈り物をしたい場合は、まずホスティングコーディネーターとハビタット・ジャパンの担当コーディネーターに相談してください。

コミュニケーション

現地では、行き過ぎた愛情表現を控え、現地の文化に敬意を払いましょう。自身にとって当たり前でも、異文化の中では不快だと思われることもあるということを常に心に留めておきましょう。また、相手の言うことを理解しないまま生半可な返事をすることは避けてください。トラブルの原因になります。

振り返り

一日の始まりや終わりには全員が集まり、振り返りの時間をもつことをお勧めします。

所有物を大事にする

GV プログラムの参加者はコミュニティやアフィリエートの所有物を大切に使用してください。参加者の皆さんには、自分たちが使うものはすべてコミュニティやアフィリエートの資産であるということを意識してください。滞在場所や建築サイトでは整理整頓を心掛け、使ったものは元の場所にもどしてください。

安全

建築活動以外の時間に行動する際は周りの安全状況を考慮してください。1人で出かけたりせず、常に2人以上のグループで行動し、リーダーやハビタットのスタッフに行き先を知らせてください。周囲の環境については、ハビタットのスタッフに相談してください。

【大雨・台風が近づいてきたら】

- ホテルにいる場合は、外出はできるだけ控えるようにしましょう。
- テレビやラジオで、台風情報や防災上の注意事項をよく聞くようにしましょう。
- 停電などに備えて、懐中電灯やラジオをあらかじめ手元に用意しておきましょう。
- ホテルの部屋のベランダに風に飛ばされる危険があるものが置いてあるときは、室内に取り込みましょう。
- がけ地付近は、大雨が続くと地盤がゆるみ、がけ崩れの起こるおそれがありますので、近づかないようにしましょう。
- もしそばに川がある場合は、川の増水に注意しましょう。

その他

- いつでもどこでも、自分の持ち物から目を離さないようにし、特にバスや交通機関や公共の場ではスリに注意してください。
- ハビタットは GV プログラムでの経験があなたにとって意義あるものになることを願っています。家族や保護者、友人と連絡を取り合い、心配をかけないよう配慮してください。
- 不測の事態が発生した際は、チームリーダーとホスティングコーディネーターの指示に従って行動してください。

13. レクリエーション(観光など)についての考え方

GVの日程には、Cultural Activities と呼ばれるレクリエーションの時間が組み込まれます。これは、建築活動で疲れた身体を休めること、そして、現地の文化や生活を知るために活用いただく時間です。GVプログラムの本来の目的を損なうような活動およびハビタット指定の保険(Ace America Insurance)でカバーされない活動は含まないようにしましょう。

ハビタット・ジャパンのレクリエーションについての方針は以下の通りです。推奨されない観光やレクリエーション・娯楽を行いたい場合は、GV期間の前後を利用し、ハビタットの管轄を離れ、自己手配で実施するようお願いいたします。

Cultural Activities (文化的活動)	原則として、受け入れ国の文化理解に資する活動を含む。例えば、ハビタット活動地の訪問に加え、現地の芸術、音楽、舞踊、スポーツ、食事に関する体験、また博物館や史跡・歴史的建造物の訪問などを推奨する。
学校・孤児院の訪問	ハビタットが支援している地域にある学校・孤児院訪問を推奨する。
観光・娯楽	娯楽活動および現地の貧困問題の理解向上につながらない観光は含まない。例えば、エクストリーム(暴力や過度の危険を伴う)スポーツ、ジップライニング、バンジージャンプ、水上スポーツ、シュノーケリング、ふれあい(=動物と接触する形態の)動物園、乗馬など(これらに限定しない)。
観光目的の宿泊	原則として、観光目的でのリゾート地や観光地における宿泊は含まない。ただし、参加者がこれを強く希望する場合は、参加者が活動予算が高額になることと共に、その間の ACE 保険の適用はないことを理解する限りにおいて認める。
移動手段	スピードボートやバイクで移動することは認めない。
飲酒	アルコールの過剰摂取を誘発する可能性がある場所(バーやイベント等)に行くことは認めない。飲酒は推奨せず、また過剰な摂取は禁止する。地酒を飲むことも認めない。飲酒中の状況で発生したケガについては、ACE 保険ではカバーされない。また、国・地域を問わず、20 歳未満の日本人参加者の飲酒は一切認めない。
その他	現地の貧困住居問題の理解向上に資する場所への訪問を推奨する。ただし、安全な場所で、かつハビタットの監督下にある場合のみとする。

* 保険でカバーされないレクリエーションについて、下記ページを必ずご確認ください。

14. GV ボランティア保険

GVプログラムに参加される方は全員、ハビタット・ジャパンが包括加入している保険(AIU)に加入して頂きます。この加入必須保険は、GVプログラム期間中に起こりえるケガや病気、事故に備えるもので、ハビタット・ジャパンが加入の取次ぎを行います。参加日数分の保険料をハビタット・ジャパンがお預かりし、ハビタット・ジャパンがまとめてAIU保険会社にお支払いします。

(注)：GVプログラムに参加する上で発生し得るケガや病気、飛行機遅延により生じた費用や携帯品の盗難などをカバーする保険です。また、**補償対象外の事由があります**(次ページ参照)。

■ 保険補償期間

保険加入期間は、GVプログラム参加のために出発する日から、ハビタットが手配した GV プログラムの実施期間終了の自宅等までの帰着日となります。ただし、事由の内容によっては、補償対象外になります。また、単独で他のメンバーよりも長く現地に滞在する場合の期間や GV プログラム終了後にチームが独自で滞在を延長し観光を行う期間などは、当保険ではカバーされませんのでご注意ください。

■ 保険料のお支払い方法

チームメンバーは、チームリーダーに期間相当分の保険料をお支払ください。チームリーダーは、チームの保険料の合計金額をハビタット・ジャパンへ振り込んでいただきます。

■ 本プログラムの補償内容と保険金額

傷害死亡	3,000 万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	3,000 万円
ケガ・疾病等の治療・救援費用	無制限
疾病応急治療・救援費用	300 万円限度
疾病死亡	500 万円
旅行変更費用補償特約 (出国中止不担保)	100 万円
航空機遅延費用	2 万円
個人賠償責任 (支払限度額)	1 億円
携行品 (乗車券航空券などの場合は 5 万円限度)	10 万円

※以下は補償に含まれません：

- ・緊急歯科治療費用
- ・旅行事故緊急費用
- ・寄託手荷物遅延

傷害死亡

保険金をお支払いする場合	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて <u>180日以内</u> に死亡したとき
お支払いする保険金	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合は指定された方にお支払いします。 (注) 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額=傷害死亡保険金額-すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じたケガ ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③脳疾患、疾病、心神喪失 ④妊娠、出産、早産、流産 ⑤被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ⑥戦争、革命などの事変 ⑦放射線照射、放射能汚染 ⑧旅行行程開始前または終了後に発生したケガ …など

傷害後遺障害(区分別型) (後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約セット)

保険金をお支払いする場合	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて <u>180日以内</u> に身体に後遺障害が生じたとき
お支払いする保険金	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の <u>3%~100%</u> をお支払いします。 (注) 保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
保険金をお支払いできない主な場合	①次のような事由により生じたケガ ②保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ⑦戦争、革命などの事変 ⑧放射線照射、放射能汚染 ⑨旅行行程開始前または終了後に発生したケガ …など ⑩むちうち症、腰痛その他の症状で医学的的他覚所見のないもの

治療・救援費用

(救援者費用補償特約) (妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット(保険期間31日までの契約にセットされます。))	
保険金をお支払いする場合	<p>●傷害治療費用部分</p> <p>旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき</p> <p>●疾病治療費用部分</p> <p>①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後<u>72時間以内</u>に発病した病気」(※1)により、旅行中または旅行行程終了後<u>72時間を経過するまでに</u>医師の治療を開始したとき ②旅行行程中に感染した感染症(※2)により旅行行程が終了した日からその日を含めて<u>30日を経過するまでに</u>医師の治療を開始したとき</p> <p>●救援費用部分</p> <p>①旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて<u>180日以内</u>に死亡したとき ②旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡したとき ③旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けている場合に限ります。)が原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて<u>30日以内</u>に死亡したとき ②旅行行程中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が<u>31日までの契約</u>に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。)が原因で継続して<u>3日以上</u>入院(※3)したとき ③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要なとき ④旅行行程中に説教されたとき、または行方不明になったとき …など</p> <p>(※1)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が<u>31日までの契約</u>に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。 (※2)感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、鶴禿チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、登口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス筋症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニ/ワイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性腸炎、腸チフス、リフトレー熱、レブスピラ症をいいます。 (※3)医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
お支払いする保険金	<p>●傷害・疾病治療費用部分</p> <p>1回のケガ、病気につき、被保険者が現実に支出した費用で、社会通念上妥当な次の費用を治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。ケガの場合は事故の日からその日を含めて<u>180日以内</u>、病気の場合は治療開始日からその日を含めて<u>180日以内</u>を要した費用に限ります。</p> <p>①診療費関係(保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます)、緊急移送費、ホテル客室料(治療を要する場合において医師の指示によりホテルで待機するときのホテル客室料)、入院・通院のための交通費および通訳翻入費で治療のために現実に支出した金額。 ②入院における必要となった国内電話料や身の回り品購入費(うち現実に支出した金額)。ただし、身の回り品購入費は<u>20万円</u>、合算で<u>20万円</u>を限度とします。 ③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます)。 ④法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p>(注)日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくともよい場合、または海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくともよい部分を差し引いてお支払いします。 (注)被保険者が健康診断または予防接種を受けたときに支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>●救援費用部分</p> <p>保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救援費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、<u>300万円上限</u>。</p> <p>①搬送救援費用 ②現地までの航空運賃などの往復運賃(救援者<u>3名分まで</u>) ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救援者3名かつ1名につき<u>14日分まで</u>) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(<u>100万円まで</u>) (ただし、花代、葬儀代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含まれません。)</p>
お支払いする保険金	⑥諸経費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で <u>20万円まで</u>)

お支払いする保険金

保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた費用</p> <p>②保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて<u>180日以内</u>死亡した場合の救援費用を除きます。) ④被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故(死亡した場合の救援費用を除きます。) ⑤戦争、革命などの事変 ⑥放射線照射、放射能汚染 ⑦むちうち症、腰痛その他の症状で医学的的他覚所見のないもの ⑧妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が<u>31日までの契約</u>に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。) ⑨歯科疾病(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が<u>31日までの契約</u>で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。) ⑩カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 …など</p>
------------------	---

疾病に関する応急治療・救援費用 (保険期間31日までの契約にセットされます。)

保険金をお支払いする場合	<p>●疾病治療費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化(※1)により医師の治療を受けたとき</p> <p>●救援費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で旅行行程中にその症状の急激な悪化(※1)により継続して3日以上入院(※2)したとき</p> <p>(※1)症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p> <p>(※2)医師による治療が必要な場合において、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
	<p>●疾病治療費用部分 実際に支払われた治療費などのうち社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。</p> <p>●救援費用部分 保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。</p> <p>○救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで) ○救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) …など</p> <p>(注1)治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合は、1回の疾病につき支払限度額が300万円となります。</p> <p>(注2)医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。</p> <p>(注3)旅行行程中も支出することが予定されていた次の費用はお支払いの対象となりません。 ○透析、義手義足、人工心臓弁、ベースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ○インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用 ○次の費用はお支払いの対象となりません。 ○温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ○あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ○運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ○臍器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ○眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近视矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ○毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ○不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p>

お支払いする保険金



保険金をお支払いできない主な場合	<p>○旅行行程終了後に治療を開始した場合 ○治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ○旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。) …など</p>
------------------	---

疾病死亡

保険金をお支払いする場合	<p>①旅行行程中に病気により死亡したとき ②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(ただし、旅行行程終了後72時間経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。) ③旅行行程中に感染した感染症(治療・救援費用 ●疾病治療費用部分④に記載の感染症)により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき (※)その原因が旅行行程開始または終了後に発生したものを除きます。</p>
お支払いする保険金	疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた病気 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ③歯科疾病</p> <p>…など</p>

個人賠償責任

保険金をお支払いする場合	旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき (※)保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。
お支払いする保険金	<p>1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。</p> <p>(注1)賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。 (注2)損害の発生または抵当を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた損害 ○保険契約者または被保険者の故意 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ○被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ○同居の親族に対する損害賠償責任 ○自動車(※1)、船(※2)、航空機、銃器などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ○受託物に対する損害賠償責任(他人から借りた物を含みます。) ○汚染物質に起因する損害賠償責任 ○心神喪失に起因する損害賠償責任 ○罰金、遅延金または過剰的賠償額に対する損害賠償責任 …など (※1)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カード、レジャー目的で使用中のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。 (※2)ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。</p>

携行品

保険金をお支払いする場合	<p>旅行行程中に携行品(※)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けたとき (※)携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歎、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物、別送品などは含みません。</p>
お支払いする保険金	<p>携行品1つ(1点、1組または1対)あたり10万円を限度として損害額(※)をお支払いします。 (※)損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。</p> <p>(注1)乗車券・航空券などは、事故後に支出した費用で合計5万円を限度とします。 (注2)お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および強空爆寄手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 (注3)旅券については、その再発給または渡航・発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料なども含みます。)を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。 (注4)自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次のような事由により生じた損害 ○携行品の譲り忘れ、紛失 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ○携行品の欠損または自然の消耗 …など (注)レンタル業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じレンタル業者から損害賠償を請求された場合は、前記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。</p>

● 旅行変更費用補償特約

旅行変更費用補償特約	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>被保険者(※1)・同行予約者(※2)が次のような事由により出国後の旅行行程中に旅行を中途で取りやめ帰国したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者・同行予約者、被保険者・同行予約者の配偶者または3歳等以内の親族が死亡したとき、または危機になったとき。 ●被保険者・同行予約者がケガや病気で入院したとき。 ●被保険者・同行予約者の配偶者または2歳等以内の親族がケガや病気で14日以上経過して入院したとき(14日経過前に死亡した場合は含みます)。 ●被保険者・同行予約者が搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明または遭難したとき、または偶然な事故により機体・救援活動が必要なとき。 ●被保険者・同行予約者の居住する諸国またはこれらに収容される賓客が火災、台風、水災などにより100万円以上の損害を受けたとき。 ●被保険者・同行予約者が駐人または評議人として裁判所に出席するととき。 ●被保険者・同行予約者が訪れている渡航先または出港港これから訪れる予定の渡航先において次の事由が発生したとき。 <ul style="list-style-type: none"> ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命などの事変または暴動・テロ行為 ●利用予定の運輸機関もしくは宿泊機関等の事故または火災 ●日本国政府の渡航勧告などの発出 ●日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入港規制または隔離症による隔離が発せられたとき。 ●災害对策基本法にもとづく避難指示などが公的機関から出されたとき。 	<p>中途帰国したことによって支出した次の費用を保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>(1)取消料、遅延料、旅行業務取扱料等の名目で旅行業者等に支払った費用 (2)渡航手続費(査証料、予防接種料など)として支払った費用</p> <p>…</p> <p>帰国のために利用する航空券もしくは乗船券を既に予約・購入している場合で、中途帰国したときの帰国費用が上記(1)の途中帰国費用を上回るときは、次の帰国費用とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●航空運賃等交通費 ●ホテル等客室料および諸端費(合計して20万円が限度) <p>(注)上記の費用には今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受ける額および中途帰国した後に使用できるものに対する費用を除きます。</p>	<p>①次のような原因により「保険金をお支払いする場合」の②から⑤の事由が生じたことにより負担した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものの故意もしくは重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの交通事故及び運転、無資格運転中に生じた事故 ●日本国内の地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●放射線照射、放射能汚染 ●戦争・革命などの事変 <p>②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的検査所見のないもの</p> <p>③保険料納期前または契約日以前に「保険金をお支払いする場合」の各事由が生じていたとき、または①～④の原因(死亡・急死・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます)もしくは④の原因(隔離の原因となった感染症の発病をいいます)が生じていたとき。</p> <p>…など</p>

※1 被保険者とは、保険の補償を受けられる方または保険の対象となる方をいいます。

※2 同行予約者とは、被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で、被保険者に同行する方をいいます。

● 航空機遅延費用

保険金をお支払いする場合:

〈出発遅延等〉

搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

・6時間以上の出発遅延

・欠航・運休

・航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能

・搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき。

〈乗継遅延〉

航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき。

お支払いする保険金:

〈出発遅延費用等・乗継遅延費用〉

出発地(または乗継地・着陸地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなど客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。ただし、1回の出発遅延等または乗継遅延につき、2万円をお支払いの限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合:

次のような事由により生じた費用

・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波

・戦争、革命などの事変

・放射線照射、放射能汚染

…など

アシスタンスサービス

AIUの海外旅行保険は「アシスタンスサービス」を提供しています。アシスタンスサービスは休日祝日を問わず毎日24時間、日本語で利用可能です。

アシスタンスサービスの内容

• 医療情報の提供	• 入院時のご家族への状況報告
• 医師・病院の紹介、手配	• 電話による医療通訳サービス
• 入院・転院の手配	• パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きの案内
• 輸送機関の手配	• 弁護士の紹介・手配
• 付添医師、看護師の手配	• キャッシュレス・メディカルサービス

※アシスタンスサービスで提供されるすべてのサービスが保険の補償対象であるとは限りません。また、保険の補償範囲を超えるサービスを受けた場合、費用が発生することもあります。また医療機関の紹介やその他のサービスはAIUにより提供されるものになりますが、紹介された医療機関やそのサービスにおける質を補償することはできかねますのでご了承ください。

◆◆◆ アシスタンスサービス専用ダイアル ◆◆◆

携帯電話以外の電話機から

タイ:001-800-811-3126

フィリピン:1-800-1-8110304

インド:000800-810-1103

インドネシア:001-803-81-2140

中国(北部):10800-811-0490

中国(南部):10800-281-0490

※携帯電話からこれらの番号へはかかりません。

携帯電話から、また上記以外の国からかける場合:

+81-98-941-227

帰国後に連絡をする場合:

0120-04-1799

携帯電話からかける場合は、電話料金を自己負担するか、アシスタンツサービスに折り返してもらうようお願いすることも可能です。または、現地のコーディネーターに相談してください。

こんな時にお電話ください…

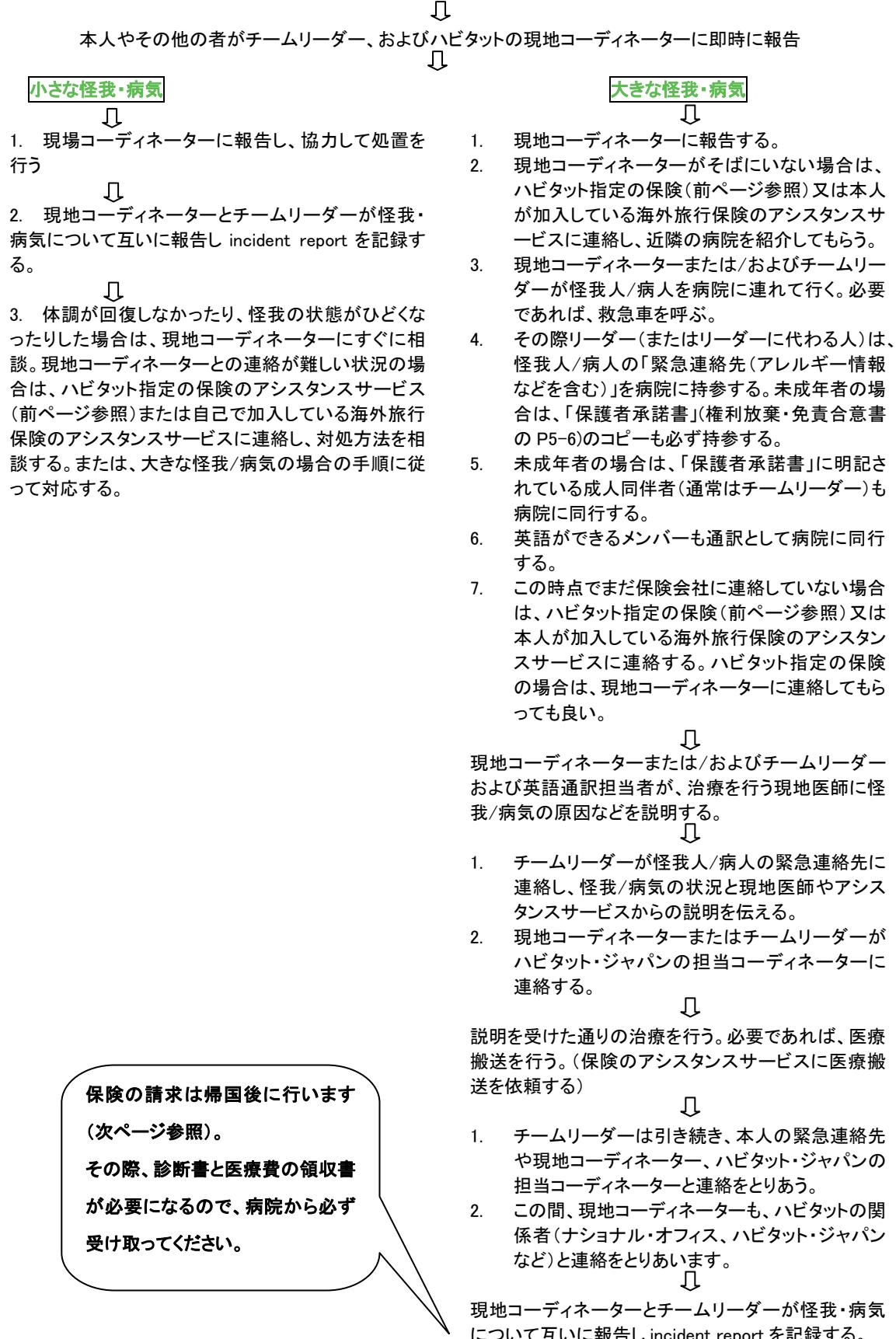
- 病院やクリニックなど医療機関をお探しの際
* 最寄に提携病院があれば、無料で治療が受けられる可能性があります。
- ケガや病気で入院した際
- 現地の情勢や災害により避難を必要とする際
- 医療機関に医療費の支払いを補償する必要がある際
- 渡航先でコミュニケーションによる問題が発生した際
- 政治的または軍事的な出来事により身の安全が確保できない際

電話する際は、以下の情報で該当するものを手元にご用意ください。

- ハビタット・ジャパンが包括するAIU 海外旅行保険の加入者であること
- 被保険者名
- 契約証番号
- 現住所と電話番号
- 被保険者のケガ・病気の症状または原因

15. 怪我・病気の対応

参加者が怪我をした、または病気になった



■ 保険請求手続き(ケガ/病気の発生から保険金受け取りまで)

1. 帰国後、保険金請求者は必要書類(原本)を郵送にて提出。
※必要書類は申請内容によって異なります。保険金請求の必要書類のご案内を参照。
※請求用紙、診断書及び領収書、その他提出書類はコピーをとっておき、保険金請求が完了するまで保管しておくこと。
2. 請求内容の審査後、AIUより保険金請求者へ申請した費用が返金される。

保険金請求書 兼 同意書はウェブからもダウンロード可能です。

http://www.aiu.co.jp/service/contact/insurance/ota_pdf_popup.htm

ご注意:保険の請求金額が少額と思われる場合や、診察の結果が深刻なものでない場合、その時それ以上の医療処置が必要ないと診断された場合でも、後に有効な保険金請求ができるように全ての手続きをすませることをお勧めします。

保険請求書類郵送先: 〒252-1191
綾瀬郵便局 私書箱1号
AIU損害保険株式会社
海外旅行保険サービスセンター行

16. 健康管理について

ハビタットは医療機関ではないので、あなたの健康状態について助言できる資格を持っていません。また薬や予防接種をお勧めする立場にもありません。GV プログラムへの参加者に対して、いかなる医療的な参加条件の提示もできません。

しかし、受入国に渡航するのに必要とされる予防接種と薬に関して参加者が疑問を持つのは当然のことです。このような疑問を解決するために、ハビタットはかかりつけの医師に相談するだけではなく、下記のウェブサイトで現地の状況を確認することもお勧めしています。そして参加するにあたり、どのような医療的な予防処置をとるのかを自己責任のもと判断いただくことになっています。

渡航に関する健康アドバイスが記載されているウェブサイト:

- **Center for Disease Control Travelers' Health**
www.cdc.gov/travel/ (英語のみ)
- **World Health Organization (WHO)**
www.who.int/ith/ (英語のみ)
- **大阪検疫所**
<http://www.forth.go.jp/keneki/osaka/>
- **東京検疫所**
<http://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/>
- **厚生労働省検疫所、海外渡航者のための感染症情報**
<http://www.forth.go.jp/index.html>

健康管理に関するガイドライン例:

健康管理に関する一般的な注意事項については以下の通りです。

- ・ 食事をする前には念入りに手を洗うこと。手を洗える設備が限られている場合、除菌シートなどを使って消毒しましょう。
- ・ 生水は絶対に飲まず、スーパー やコンビニなどでミネラルウォーターを購入すること。レストランで出される氷や水も煮沸されていない場合が多いので避けましょう。
- ・ 凝固処理がなされていない水は、バクテリアや寄生虫を殺すために5分間沸騰させること。

- ・ 河川で水浴びをしたり泳いだりする場合は、その水が汚染されている可能性もあるので、徹底的に全身を洗い、切り傷など怪我をしている箇所がある場合は消毒する必要があることをメンバーに注意喚起すること。
- ・ 現地の店で買った果物や野菜は、食べる前に必ず殺菌処理された水で洗うこと。
- ・ 屋台の料理を食べる際は、充分火が通っているか、衛生的かを自己判断し、注意すること。
- ・ 涼しく湿気のある気候では低体温症になったり、東南アジアなど多くの国は熱帯地域のため、常に過度の日焼けや熱中症にかかる危険性があることに注意すること。これらの症状を防ぐためにも、建築現場では日焼け止めを塗り、帽子をかぶり、長そで長ズボンの衣服で直射日光を避けるように心がけること。また長時間に渡っての建築現場での活動は慣れない作業であるので、意識して休憩を取り、身体を休めるよう注意すること。
- ・ 急な疲労感、吐き気、めまい、頭痛などの症状は、熱中症の可能性があります。木かげ等涼しい場所に移動し、水で濡らしたタオルで全身を拭き体温を 39°Cまで下げる(下げすぎはよくない)こと。また、塩分のある水(スポーツドリンクなど)を大量に摂取すること。自覚がないまま高熱(40-41°C)になると、意識がなくなる事もあるので注意すること。その場合はすぐに病院に搬送するようにしてください。
- ・ 充分な水分を取ること。充分な水をとらないと脱水症状になる可能性があります。脱水症状は疲労感、活力の欠如、頭痛、めまい、排尿の少なさ、色の混じった排尿、発汗の少なさ、そして時には胃痙攣といった症状がでます。治療としては日陰で休み、水分補給(塩分補給)してください。また必要に応じて病院へ搬送してください。
- ・ 小動物は、ダニや蚤などの寄生虫がついている場合があるので、むやみに触らないこと。野犬や野生動物に噛まれた場合、狂犬病になる可能性があるので近づかないように注意すること。
- ・ 虫よけ、蚊よけスプレーなどで、蚊などの害虫に刺されないよう注意すること。できるだけ長袖を着用して作業にあたること。

17. 渡航先の情勢について

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルは、常に各國政府が発信する情勢や治安情報を確認しています。ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルがその規定に基づき、ある国・地域での活動が危険と認め、ボランティアの受入れを停止することを決めた場合、その国・地域でのGVプログラムへの参加はできません。

GV プログラム含め、いかなる海外旅行にも危険はつきものです。GV プログラム参加者は、危険が起こる可能性を頭にいれ、渡航前、また渡航時に必要な判断を下すことが求められます。次に挙げる渡航先の情勢に関する情報源を定期的に確認することをお勧めします。これらの情報は、常に変更される可能性があります。

1: 政府系ウェブサイト:

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
アメリカ国務省 <http://travel.state.gov/content/travel/english.html/>
イギリスおよび海外連邦事務所 <https://www.gov.uk/foreign-travel-advice>
オーストラリア外務貿易省 <http://www.dfat.gov.au/>
カナダ外務国際貿易省 <http://travel.gc.ca/travelling/advisories>
ニュージーランド外務貿易省 <https://safetravel.govt.nz/travel-advisories>

2: 旅行に関するアドバイス:

下記のウェブサイトでは、一般的な旅行に関するアドバイスや情報を得ることができます。

◎日本語サイト

地球の歩き方: <http://www.arukikata.co.jp/>

旅さき情報: <http://www.tabifan.com/>

◎英語サイト

Intrepid Travel: www.intrepidtravel.com

Lonely Planet : www.lonelyplanet.com

Fodor's Travel Online: www.fodors.com

Travel Advice: www.travel-advice.net

Frommers Travel Guide: www.frommers.com

National Geographic: www.nationalgeographic.com

Center for Disease Control: Geographic Health Recommendations

<http://www.cdc.gov/travel/index.htm>

CIA World Fact book: facts and figures about countries worldwide

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/index.html>

CNN Worldwide Weather Forecasts: current weather

<http://weather.edition.cnn.com/weather/intl/forecast.jsp>

Expeditors of Visas and Passports

<http://www.traveldocs.com>

Travel Health Online

<https://www.tripprep.com/scripts/main/default.asp>

The Universal Currency Converter™: check current exchange rates

<http://www.xe.net/ucc>

18. キャンセル規定

GV のキャンセル等に係る規則は以下の通りです。

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン (HFH Japan) は、HFH Japan を通じて参加する海外建築ボランティアプログラム (GV: Global Village program) に関して、申込み後の参加取消し及びプログラム開始後の活動中止（以下、「キャンセル」）が行われた場合のキャンセル料ならびにドネーションの返金について、以下の通り、規則を定めます。

1. 参加者側の事情でチームが GV をキャンセルする場合

予約金の 15 万円は、キャンセルの時期にかかわらず、原則として返金できません。

○出発日からさかのぼって 45 日から 31 日前までにキャンセルが行われた場合

予約金 15 万円に加え、参加者一人当たり 1 万円をキャンセル料としてお支払いただきます。

○出発日からさかのぼって 30 日以内にキャンセルが行われた場合

保険料以外は返金できません。

尚、滞在国を変更する場合にも当初の 15 万円は返金できません。また、新しい滞在国への予約に際して、予約金 15 万円を別途お支払いただきます。

○出発後は保険料を含め一切の返金ができません。

◆参加者側都合によるチームの参加取消しの場合のキャンセル料

キャンセル日	出発からさかのぼって			出発後
	46 日前まで	45-31 日前	30 日以内	
キャンセル料	予約金 15 万円	予約金 15 万円 + 参加者一人当たり 1 万 円	保険料を除く全額	保険料を含む全 額

2. 参加者側の事情で個人が GV をキャンセルする場合

○出発日からさかのぼって 45 日から 31 日前までにキャンセルが行われた場合

参加者一人当たり 1 万円をキャンセル料とお支払いただきます。

○出発日からさかのぼって 30 日以内にキャンセルが行われた場合

保険料以外は返金できません。

○出発後は保険料を含め一切の返金ができません。

◆参加者側都合による個人の参加取消しの場合のキャンセル料

キャンセル日	出発からさかのぼって			出発後
	46 日前まで	45-31 日前	30 日以内	
キャンセル料	なし	参加者一人当たり 1 万 円	保険料を除く全額	保険料を含む全 額

3. 不可抗力に基づく問題や事柄のために GV がキャンセルとなる場合

○不可抗力に基づく問題や事柄（国内外における治安の悪化や自然災害の発生、またそれに基づく退避勧告の発出等）によって、予定していた受入先での活動が困難となった場合、ハビタットと相談の上、以下のいずれかをお選びいただきます。

<出発前>

- 日程を変えずに他の受入先（他国を含む）で活動を行う。
- 日程を変えて同じ受入先で活動を行う。
- 参加を取りやめる。
 - ・予約金 15 万円を除くドネーション等全額を返金致します。

<出発後>

- 日程を変えずに同国内の他の受入先で活動を行う。
- 活動を中止する。
 - ・予約金 15 万円は返金できません。それ以外のドネーションは、全額から未利用分を日割り計算して返金致します。
 - ・保険料は、未利用分を日割り計算して返金致します。

4. ハビタット・フォー・ヒューマニティ側の事情で GV がキャンセルとなる場合

○主にハビタット側の事情によって予定していた受入先での活動が困難になった場合、ハビタットと相談の上、以下のいずれかをお選びいただきます。

<出発前>

- 日程を変えずに他の受入先（他国を含む）で活動を行う。
- 日程を変えて同じ受入先で活動を行う。
- 参加を取りやめる。
 - ・予約金 15 万円を含むドネーション等全額を返金致します。

<出発後>

- 日程を変えずに同国内の他の受入先で活動を行う。
- 活動を中止する。
 - ・予約金 15 万円を含むドネーションは、未利用分を日割り計算して返金致します。
 - ・保険料は、未利用分を日割り計算して返金致します。

【ご留意事項】

- ※1 受入先での活動が困難であるかどうかの判断はハビタットにて行いますこと、また、キャンセルによって生じた一切の損害につきましては責任を負いかねますことを何卒ご了承ください。
- ※2 出発日は、日本出発便の離陸予定時刻を基準と致します。
- ※3 本プログラムへの参加に伴い発生する旅費（航空券やホテル等の代金）につきましては、ご利用になられる旅行代理店の定める規定に従うものと致します。
- ※4 本規定に基づいて支払われたキャンセル料は、HFHJ が実施する住宅支援活動のために活用させていただきます。

ありがとうございました!

このオリエンテーションハンドブックを読んでいただき、ありがとうございます。ハンドブックを読むことは、皆さんだけでなく受入国にとっても重要なことです。GV プログラムを成功させるためには、準備をリーダー任せにしないようにしてください。

出発前には、ご自身のご家族に対しても参加への理解と心構えが必要になります。ご家族に対して、GV プログラム参加に際する安全面に関して理解してもらいましょう。また、緊急時の連絡手段について知らせておきましょう。更に、なぜ皆さんのが GV プログラムに参加するのかを理解しておいていただく必要があります。それらの準備を怠ると、心配になった保護者からの電話で、ハビタット・ジャパンのコーディネーターが真夜中に起こされることになってしまいます。

ハビタットは、皆さんの参加する GV プログラムが、実りあるものになることを心より願っていますし、皆さんが世界中のあらゆる人々と、ハビタットならではのパートナーシップを結ぶことができる信じています。

皆さんやこれから参加しようと考えている方のため、そして、GV プログラムが参加者にとつてもより良いプログラムとなるよう、GV プログラムについてのコメントや提案をお待ちしています！

Note:

Note:

